

郵便局舎調達に係る公募の再開および調査結果などに関するお知らせ

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 衣川 和秀／以下「日本郵便」）は、郵便局舎調達に関して、再発防止策の浸透が十分に図られていることから、休止していた局舎調達に係る公募について、4 月下旬を目途に再開することをお知らせします。併せて、社内手続に基づく取扱いを行っていなかった一部不備に関する調査結果およびその対応をお知らせします。

日本郵便は、引続き適正な社内手続を徹底し、郵便局ネットワークの維持に努めてまいります。

1 調達手続の概要

郵便局の移転・建て替えは、自社建設と借り入れがあり、社員等※から借り入れる場合は、上場企業グループとして必要となる要件に基づいた社内手続に則り、取締役会決議を経て調達している。

※日本郵政グループ社員・役員、その二親等以内の親族および過去に郵便局長として勤務経験のある者ならびにこれらが意思決定に実質的に関与できる法人。

2 調査概要

(1) 調査対象

現行の局舎調達手続を導入した 2016 年度以降、社員等からの局舎調達として公募を実施した全ての案件（287 件）における、社内手続に定める、社員等の物件が最も優良または他に選択肢がないことを確認するための、地権者への意向確認の実施状況等。

(2) 調査方法

ア ヒアリング

- ・局舎調達に関わった本社役員・社員および支社社員、ならびに日本郵便が調達した局舎の貸主である社員等を実施。
- ・調査にご協力をいただいた地権者に実施。

イ 関係書類精査、現地確認

- ・局舎調達に係る対応記録などの関係書類を精査。
- ・物件状況を確認する必要がある際は現地確認。

(3) 調査結果

調達した局舎自体に問題はないが、社内手続に基づく取扱いを行っていなかったため、取締役会資料における地権者への意向確認に係る記述に不備があったことを確認。

- ・支社は、調査対象 287 案件のうち 103 案件※において、調達先候補として検討する全ての物件の地権者への意向確認が事務煩瑣となるため、その労を厭うたこと、また、社員等が局舎を保有したいという意向をくみ取って対応したことにより、支社が地権者へ行うべき意思確認を行わずに日本郵便と直接契約する意思はないなどとして記録を作成。
- ・本社は、支社からの上記の事実とは異なる報告を基に取締役会資料を作成。
- ・103 案件のうち 3 案件については、日本郵便との直接契約の可能性があり、取締役会決議に影響を与えた可能性あり。

※103 案件の内訳は次のとおり。(ア) (イ)に重複(39 案件)があるため、合計(103 案件)と符合しない。

内訳	手続に不備あり
(ア) 社員等から日本郵便が借り入れた土地・建物所有者への確認	55 案件
(イ) 上記周辺で、調達の可否を確認すべき土地・建物所有者への確認	87 案件

(4) 背景・問題点

- ・ 本社が支社に対して局舎調達手続の趣旨、重要性を十分に伝えきれておらず、その理解が希薄なまま一部の支社担当者が、記録などの体裁を整えることに傾注。
- ・ 本社は、各支社の手続の実施状況の把握および適正報告へのけん制が不十分。

3 調査結果に基づく対応

(1) 関係者に対する処分等

区分	役職	量定	人数	処分等の理由
本社	役員	報酬減額～厳重注意	4人	局舎調達手続の不徹底および改善、 実態把握不十分
	部長等(管理者)	減給～注意※	8人	
支社	支社長	注意※	9人	事故発生期間における管理監督責任
	社員	戒告～注意	52人	局舎調達事務の不適正取扱い

※ 実施時において役員である者は「厳重注意」として措置

(2) 再発防止策

- ・ 関連手続を改正し、社員等からの調達是最も優良または他に選択肢がない場合とし、取締役会決議を経るなど手続の重要性の明確化、地権者への意向確認の詳細化、関係社員への個別説明の明文化を実施。
- ・ 趣旨、重要性を含めた社内手続の適正な運用を徹底するための支社あて研修、関係社員への個別説明の実施。今後も社内手続の徹底を継続して実施。

(3) 取締役会への報告など

- ・ 調査状況、関係者に対する措置および再発防止策などは、適時、取締役会に報告済み。
- ・ 取締役会決議に影響を与えた可能性があった3局は、現在の契約を継続することを改めて取締役会で決議済み。

以 上